

所管部課	市民環境部 市民課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱の一部を改正				
	する要綱について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部デジタル政策課			
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護制度の改正により、東大和市個人情報保護条例が廃止となることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>第11条の2「住民基本台帳ネットワークシステムに係る電算処理業務の外部委託は、東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）第9条及び第10条の定めるところによる。」を「住民基本台帳ネットワークシステムに係る電算処理業務の外部委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>引き続き、外部委託に当たって個人情報保護の措置が講じられる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。